

教第65号議案

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年2月8日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

理由

小学校の校区変更並びに土地の分筆による住所表記の変更に伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
原田	[略]	[略]	原田	[略]	[略]
(六甲 町1～ 5、稗 原町1 ～3・ 4(1	西灘	味泥町(1番(18～ 20号)・8番(26～ 34号)を除く。)、 灘浜町、都通1～ 5、船寺通1～6、 灘南通1～6、摩耶	(六甲 町1～ 5、稗 原町1 ～3・ 4(1	西灘	味泥町(1番(18～ 20号)・8番(26～ 34号)を除く。)、 灘浜町、都通1～ 5、船寺通1～6、 灘南通1～6、摩耶

番・2		埠頭、灘北通4（8
番（1		番1）・5（9番
～5		2）・6（5番）
号・17	稗田	灘北通1～3・4
～22		（8番1を除
号）・		く。）・5（9番2
3		を除く。）・6（5
番）、		番を除く。）、泉通
永手町		1～6、大内通1～
4・		6、岸地通1～5、
5、森		水道筋1～6、中原
後町		通1～4、倉石通1
2・		～6、篠原南町5
3、琵琶		（8・9番）・6・
町1		7
～3、	[略]	[略]
下河原		
通1～		
5、水		
道筋1		
（バス		
線以		
北）・		
2・3		
（バス		
線以		
北）・		
4～		
6、中		

番・2		埠頭
番（1		
～5		
号・17	稗田	灘北通1～6、泉通
～22		1～6、大内通1～
号）・		6、岸地通1～5、
3		水道筋1～6、中原
番）、		通1～4、倉石通1
永手町		～6、篠原南町5
4・		（8・9番）・6・
5、森		7
後町		
2・		
3、琵琶		
町1		
～3、	[略]	[略]
下河原		
通1～		
5、水		
道筋1		
（バス		
線以		
北）・		
2・3		
（バス		
線以		
北）・		
4～		
6、中		

原通 1 ～ 4、 倉石通 1～ 6、篠 原南町 5 ( 8・ 9 番)・ 6・ 7、摩 耶海岸 通を除 く。) )			原通 1 ～ 4、 倉石通 1～ 6、篠 原南町 5 ( 8・ 9 番)・ 6・ 7、摩 耶海岸 通を除 く。) )		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
長坂 (伊川 谷町 (有瀬 (赤羽 地区土 地区画 整理事 業地 域、下 住尾西 部)、	長坂	伊川谷町(有瀬(第 二神明道路以東(神 明第三次ハイツ開発 区域及び県営伊川谷 第2高層住宅を除 く。))、長坂)、 大津和1～3、 <u>池上</u> 1(1番地1～8・ 30～46・12番地) 〔垂水区〕神陵台2 (1番を除く。))・ 8・9	長坂 (伊川 谷町 (有瀬 (赤羽 地区土 地区画 整理事 業地 域、下 住尾西 部)、	長坂	伊川谷町(有瀬(第 二神明道路以東(神 明第三次ハイツ開発 区域及び県営伊川谷 第2高層住宅を除 く。))、長坂)、 大津和1～3、 <u>池上</u> 1(1番地1～8 号・30～32号・12番 地) 〔垂水区〕神陵台2 (1番を除く。))・

潤和 (伊川以南)、別府(山陽新幹線以南の潤和上脇線以西))を除く。)	[略]	[略]
伊川谷(伊川谷町(有瀬(赤羽地区土地地区画整理事業地域、下住尾西部)、潤和(伊川以南)、	伊川谷	伊川谷町(西神南ニュータウン地区を除く。上脇、潤和(伊川以北)、別府(山陽新幹線以北)、北別府1～5、南別府1～5、天王山、 <u>池上1(1番地9～29・2～11・13・14番地)</u> ・2～5、白水1～3、和井取

潤和 (伊川以南)、別府(山陽新幹線以南の潤和上脇線以西))を除く。)	[略]	8・9 [略]
伊川谷(伊川谷町(有瀬(赤羽地区土地地区画整理事業地域、下住尾西部)、潤和(伊川以南)、	伊川谷	伊川谷町(西神南ニュータウン地区を除く。上脇、潤和(伊川以北)、別府(山陽新幹線以北)、北別府1～5、南別府1～5、天王山、 <u>池上1(1番地9～18号・2～11・13・14番地)</u> ・2～5、白水1～3、和井取

別府 （山陽 新幹線 以南の 潤和上 脇線以 西）） を加え る。）			別府 （山陽 新幹線 以南の 潤和上 脇線以 西）） を加え る。）		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、長坂の項及び伊川谷の項の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の件

1. 校区変更に伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

令和4年4月1日に、稗田小学校校区の一部地域を西灘小学校校区に変更することに伴い、規則を改正するものである。

(2) 規則改正の内容

- 校区変更対象地域（旧：稗田小学校 → 新：西灘小学校）
  - 灘北通4丁目8番1（摩耶シティ STATION AXIS）
  - 灘北通5丁目9番2（摩耶シティ STATION BLOOM）
  - 灘北通6丁目5番（摩耶シティ COMFORT）

		改正後	改正前
原田 [略]	[略]	[略]	[略]
	西灘	味泥町（1番（18～20号）・8番（26～34号）を除く。）、 灘浜町、 都通1～5、 船寺通1～6、 灘南通1～6、 摩耶埠頭 <u>灘北通4（8番1）</u> <u>灘北通5（9番2）</u> <u>灘北通6（5番）</u>	味泥町（1番（18～20号）・8番（26～34号）を除く。）、 灘浜町、 都通1～5、 船寺通1～6、 灘南通1～6、 摩耶埠頭
	稗田	<u>灘北通1～3、</u> <u>灘北通4（8番1を除く。）</u> <u>灘北通5（9番2を除く。）</u> <u>灘北通6（5番を除く。）</u> 泉通1～6、 大内通1～6、 岸地通1～5、 水道筋1～6、 中原通1～4、 倉石通1～6、 篠原南町5（8・9番）・6・7	<u>灘北通1～6、</u> 泉通1～6、 大内通1～6、 岸地通1～5、 水道筋1～6、 中原通1～4、 倉石通1～6、 篠原南町5（8・9番）・6・7
	[略]	[略]	[略]

## 2. 土地の分筆に伴う改正

## (1) 規則改正の趣旨

「西区池上1丁目1番地」において、土地の分筆により住所の表記が変更されたことに伴い、規則を改正するものである。

## (2) 規則改正の内容

- 「長坂小学校」及び「伊川谷小学校」の校区に住所表記の変更を反映
- 学校区に変更なし。

		改正後	改正前
長坂 [略]	長坂	伊川谷町(有瀬(第二神明道路以東(神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第2高層住宅を除く。)),長坂), 大津和1~3, 池上1(1番地1~8・30~ <u>46</u> ・12番地)	伊川谷町(有瀬(第二神明道路以東(神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第2高層住宅を除く。)),長坂), 大津和1~3, 池上1(1番地1~8・30~ <u>32</u> ・12番地)
	[略]	[略]	[略]
		[垂水区] 神陵台2(1番を除く)・8・9	[垂水区] 神陵台2(1番を除く)・8・9
伊川谷 [略]	伊川谷	伊川谷町(西神南ニュータウン地区を除く。上脇,潤和(伊川以北),別府(山陽新幹線以北), 北別府1~5, 南別府1~5, 天王山, 池上1(1番地9~ <u>29</u> ・2~11・ 13・14番地)・2~5, 白水1~3, 和井取	伊川谷町(西神南ニュータウン地区を除く。上脇,潤和(伊川以北),別府(山陽新幹線以北), 北別府1~5, 南別府1~5, 天王山, 池上1(1番地9~ <u>18</u> ・2~11・ 13・14番地)・2~5, 白水1~3, 和井取